慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治末期の優秀児, 優秀児教育に関する論争の内容 : 雑誌『教育界』「高能児教育特集」を資料として
Sub Title	
Author	南, 真紀子(Minami, Makiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2007
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 : 人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.64 (2007.) ,p.182- 185
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	平成18年度[慶應義塾大学]大学院高度化推進研究費助成金報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069 57X-00000064-0182

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Wagenaar, W. A. (1972). Generation of random sequences by human subjects: A critical survey of literature. *Psychological Bulletin*, 77, 65-72.

明治末期の優秀児，優秀児教育に関する論争の内容
——雑誌『教育界』「高能児教育特集」を資料として—

南　　真　紀　子

問題の所在

明治末から大正時代にかけての約 20 年間は，明治期以降の日本において，能力の個人差とそれへの対応が最も注目された時期の一つとして知られている。この時代，極めて高い能力を持つ子ども，所謂「優秀児[i]」に対しても，能力に合った学習の機会を保障する実践研究が広く行なわれ，同時に彼らと彼らに対する処遇に関して数多の論争が巻き起こった。このうち実践の具体的内容や，優秀児と優秀児教育がこの時期に関心を集め，維持された要因および急速に影を潜めた要因に関しては，一定の研究の蓄積がある。しかし多様な実践が行なわれた当時，優秀児がどのように捉えられ，彼らの何が問題とされ，どのような対処法が提案されていたのか，即ち論争の具体的内容の検討は，これまで等閑に附されてきた。以上の見解に則り，筆者は 2006 年度，2006 年度に行った，明治期の教育雑誌に所収されている優秀児，優秀児教育関連論文の収集および分類作業を行なった。本稿はその中心を占める，雑誌『教育界』の「高能者教育問題特集」関連記事を纏めたものである。尚，紙幅の関係で，「高能者教育問題特集」を典拠とするものに関しては，出典の記述を省略する。また，本稿では原則として，原文では旧字体のところも新字体を用い，仮名遣いは原文のままとした。

議論の概要

〈「高能者教育問題特集」〉

本稿で取り上げる「高能者教育問題特集」は雑誌『教育界』第 10 巻第 3 号（明治 43 年 12 月）から第 10 巻第 8 号（明治 44 年 5 月）に渡って掲載されたものである。掲載の理由に関しては，第 10 巻第 3 号巻頭言に，「記者考ふる所によれば，此の問題は，低能児教育問題に先つて起らざるべからざる問題と存候。然るに，此の重要問題が今日に至る迄殆んど閑却せらるゝ如きは如何。これ本誌が，辛亥初春の劈頭に於いて，本問題を提出したる所以に御座候」という記述が見られる。さらに第 10 巻第 1 号の社説からは，この年の関東東北連合教育会が，特集を組む直接のきっかけとなったことが窺い知れる。

この関東東北連合教育会は，1910（明治 43）年 10 月に，群馬県高崎市で開催された。そしてこのとき，福島県教育会と栃木県上都賀郡教育会が，それぞれ「中等学校に於ける優秀なる生徒をして卒業年限以内に於て修了せしむるの可否」と「普通教育に於て秀才教育の必要なきか，ありとすれば如何なる方法に依るを最も適当とするか」と題する議案を提出している[ii]。しかし社説でも述べられているように，これらの議題はいずれも這回討議，端的に言えば決議延期となった。これらは「記者[iii]」の目には，「此の好箇の問題に対して，殆んど之を有邪無邪の間に葬り去りたる[iv]」と映った。そもそも彼はかねが

ね「近時，教育者の間に低能児教育問題のみ嘖々せられ，之に反して優秀者の教育の比較的等閑に附せられつゝあるは如何[v]」と憂い，「かゝる優秀なるものは，之を抜摘して学力相当の学年に編入し，其の天才を発揮せしむる方，教育上得策なるにはあらざるか[vi]」，即ち「優等児童」はその能力に応じた学年に編入し，相応の学習内容を与えられ，その天賦の才を発揮すべきだと考えていたのであり，その制度を整備するためにも，この問題が速やかに，公に議論されることを必要としていたのである。そして彼にはその議論の場を提供することが可能でもあった。それが『教育界』の「高能者教育問題特集」であったのである。

〈議論の概要〉

本項では，議論の内容を検証する。尚，論の拡散を防ぐため，論者を優秀児教育実施賛成派，反対派，その他の３つに分け，論を展開することとする。また優秀児とその下位概念の定義および呼称は論者によって異なる[vii]ものの，本稿の大意に影響を与えるものではないため，本稿においてはそれらを統一して「優秀児」と呼ぶこととする。

賛成派

この賛成派の論者の一人，前出の福島県教育会代議員として関東東北連合教育会に議案を提出した桐谷文平の主張は，教育は「実に生徒の為めに，社会の為めに行ふもの」とするところから始まる。そしてそれ故に，「自己に適応したる教育を要求するは，被教育者の権利」なのであり，「現今の教育法が却て俊才を殺し之を凡化せしめつゝあることに注意せざるが現今の平均教育主義か，天才の発現を妨止しゝある」とするならば，それは優秀児の教育を受ける権利が十分に守られていないということなのであり，即ちその権利を守るために何らかの措置が取られるべきであるとするのである。

桐谷がこのように述べる根底には，「如何に天稟の美質を有する者も，之を啓発するの機会なくんば現はるゝものにあらざること」という彼の才能観がある。このような，その発現には外部からの適当な刺激を必要とするという才能観は，賛成派にほぼ共通して見られるものである。稲垣末松は以下のように述べる。「俊才なるものは打ち捨てゝ置いても発達するとは，言ひ換へると，ことさらに教育を施さなくとも，自然界と人事界との影響を受けて彼等の精神が陶冶されるといふ事になるであらう。或はもう少し之を狭く解釈すると，ことさらに特別な教育を施さなくとも，普通の学校教授で以って十分発達せしむる事が出来るといふやうな言になるであらう。併しこれを孰れに解釈するにしても，外界から彼等俊才の頭脳に及ぼす影響の勢力を認めるのは同じ事である。すでに此の勢力を認めるからには，之は取りも直さず俊才に特別な教育を施すは有効である，少くとも特別な教育を施さない時よりも之を施したときの方が有効であるといふ事を許容するのである」。

反対派

反対派の急先鋒は篠原助市である。彼はまず「一種独特の創作的能力のあるもの，即ち狭い意義での天才」や「特種の事物を，容易に，明瞭に，正確に収得し，且之を応用するの才能を有するもの即ち俊才」の存在を事実として認める。その上で「個人の長所―主として教授の方面に於て―を発揮すと言ふ意味の教育が果して個性主義の教育の真義を捉へ其の全面を蔽ふものあるか否か」と「個性主義」教育に疑問を呈する。篠原は「現時の」学校教育を超えるような「極端なる個性助長は児童をして幼より其

の好める方面に執著[viii]せしめ，普通教育の要諦たる多方円満なる陶冶に於て欠如するに至らざるか」と考えていた。このように学校教育の機能を「円満なる陶冶」に求める思想は，湯原元一にも見られる。湯原は「一体小学校と云ふものは独り才能の発達ばかりを図るのが目的ではない。今日の小学校と云ふものは所謂個人の為に設けたのでなくして，国家の為に設けたのである，個人を養成するのでなくして国民を養成するのである，国費を以て学校を立てたる以上は此処には貧富賢愚を混同して教育すると云ふことを眼目としている」と述べる。篠原も「学級の分離は自然に階級思想の端緒を開き，国民教育の真義に悖るに至らざるか」と「国民教育」に触れており，彼らの論理をまとめると，学校教育に求められる機能が個人の養成ではなく国民の養成である以上，その質に差が生じる個性の助長よりも，等しく良質な国民の養成を主眼に置いた「円満なる陶冶」が重視されるべきだということになる。

また篠原は「現時の」教育が優れた才能の発現を阻害しているという賛成派の主張に対し，「荀も無聊に苦しむ如きものは（中略）偶々其の俊才たるの名を負ふに適しないことを証明する所以のものである」と，発現が阻害されるような才は，そもそも「俊才」とは定義づけられないという見解を示す。そしてむしろ「俊才の多くは，将来社会に立ちて社会改良の中心となり，知識の新領土を開拓するの使命を帯ぶるものであるから，此の種の児童にありては特に形式的陶冶の必要を見るのである」と，彼らが「俊才」であるからこそ，「現時の」教育を以って形式陶冶を期待するべきであると述べる。即ち「事物を多様に観察し，多角形に考察する習慣」によってこそ，「俊才としての使命を果し得るの素養を作ることが出来るに至る」のである。

その他

これまでに，賛成，反対それぞれの主張を概観した。そしてこのどちらにも分類し難いのが「その他」である。従って，「その他」にも様々な立場が存在する。

まず椎野誠一は，優秀児教育に関して即時実施に対しては否定的態度を取りつつ，だからこそ「社会が俊才抜擢といふことに特典を与へてもらひ度い事である」と，環境整備に期待をかける。上田三平，槇山栄次は，「現今の」優秀児の悲劇は，才能を伸ばすための特別な対処がなされていないことよりむしろ，日本の学校教育の環境の悪さから生まれているとする。鎌田栄吉は「現今」の学校教育が優秀児を満足させるものではないことを認めつつも，「然ればと云つて学校の如きものが，其の個人々々に付いて一々異つた方法を以て教育することは出来ない」と述べる。即ち大人数を扱うにはその中庸を取るのが適当なのであって，学校はその制度上，優秀児を満足させるものではなくとも致し方ないというわけである。

まとめと今後の課題

「高能児教育特集」は雑誌『教育界』第 10 巻第 3 号から第 10 巻第 8 号に渡って掲載されたものであり，当時の教育学の大家から地方の一小学校の訓導まで，様々な立場の 22 名が意見を寄せている。

その意見は賛成派と反対派，その他に大別されるが，主要な係争点となっている「才能は自然に発現するのか否か」や「円満な陶冶と個性助長のどちらが優先されるべきか」といった問題は，普通教育にも通じる問題であり，またいずれも現代に至っても解決されていない問題でもある。そしてそれはこの優秀児教育というテーマに，それだけ複雑且つ根本的な問題，様々な要因が内包されていることを示しているのである。

乙竹岩造は，優秀児教育を論じることは，教育そのものを論じることなのであって，優秀児教育はそれ単体で論じるべき性質のものではない，即ち優秀児教育問題の本質は「教育上に個性の長所を十分に発揮せしむるにはどう工合をしなければならぬかというやうな，一般教育上の大事な問題[ix]」とする。そうであるならば，「当時このような問題にはどのような結論が出されたのか」や「優秀児教育は，いかにして時代に呑み込まれていったのか」という問題には，同時代における才能や教育の捉えられ方が端的に表れていると考えられる。今後は収集した他の雑誌記事内容を加えてより詳細に検討するとともに冒頭で触れた「周囲の状況」に関する先行研究を参考に，優秀児や優秀児教育がいかなる理論で社会に迎えられ，消えていったのかを検討し，当時の人々，ひいては日本人が根底に抱いている「優秀児観」，ひいては「才能観」，「教育観」を明らかにしていきたい。

注

i　英語でいう "gifted"。"gifted" とは「以下の領域において，高度なパフォーマンスを示す潜在能力を有していることが明らかであり，その潜在能力を最大限に発達させるには，学校で通常提供されないサービスやアクティビティを必要とする若者」(P. L. 100-297 2004) であり，日本では「優秀児」の他「穎（英）才児」，「才能児」などの語で表されている。

ii　『上野教育』第 278 号　明治 43 年 pp. 5-79。

iii　主筆である曽根松太郎と推測される。

iv　社説「関東東北連合教育会の決議を評す」（『教育界』第 10 巻第 1 号）p. 4。[v] 同上。

vi　同上。

vii　南真紀子「榊保三郎と優秀児研究」（未発表）参照。

viii　本文ママ。

ix　『教育界』第 10 巻第 3 号 p. 15。

習慣的行為の動的再構成

村　井　重　樹

1. 本研究の目的

本研究は，目的-手段が明確でないがゆえに，あるいは心理学的な刺激-反応と理解されてきたがゆえに，社会学的行為論の重要な対象としての位置を十分に与えられることがなかった習慣的行為の理論的考察を目的とした。そして，ここでは，ブルデューの「ハビトゥス」概念を立脚点とする一方で，その問題点を指摘し，デューイやメルロ＝ポンティの「習慣」に関する議論を援用することで，「習慣的行為の動的再構成」へと向かう方途を模索した。以下，その概要を説明する。

2. 「ハビトゥス」概念とその問題点

2-1. 「ハビトゥス」概念が提起したもの

ブルデューの「ハビトゥス」概念は，主観主義と客観主義の対立，つまり二元論的思考を乗り越えようと企図されたものである。そこで，ブルデューはその隘路を切り抜けるために，「ハビトゥス」概念によって行為の「習慣」という次元に着目すると同時に，それが単なる機械的反復に陥らない「習慣の動